

鶴岡卓球協会 表彰規程

(総 則)

第1条 この規程は、本協会の規約第3条3に基づき、表彰規程を定める。

(対 象)

第2条 この表彰の対象者は、鶴岡卓球協会の発展に功績のあった者、及び各種大会において優秀な成績を収めた団体並びに個人を対象とする。

(種類並びに内容)

第3条 表彰は、次の3種類とし、それぞれに該当する者とする。

1. 功労賞（生涯1回の表彰を原則とする）

- (1) 本協会の発展に顕著な功績があった者
- (2) 卓球競技の普及並びに指導で顕著な功績があった者
- (3) 本協会に役員並びに審判を20年以上務めた者

2. 栄光賞（年度を通し1回の表彰とする）

- (1) 全国大会でベスト16以内に入ったチーム、個人
- (2) 東北大会でベスト8以内に入ったチーム、個人
- (3) 県大会で優勝したチーム、個人
- (4) ラージボールについては、Aクラスに対する表彰とし、全国ベスト8以内、東北ベスト4以内に入ったチーム、個人
- (5) その他の大会で顕著な活躍をしたチーム、個人

3. 上記の基準に関わらず、本協会の発展に特に功績のあった者

(表 彰)

第4条 表彰に際しては、表彰状並びに記念品を贈呈する。

(選考審査と決定)

第5条 受賞者の決定は、常任理事会において審議し、会長が決済する。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、常任理事会において決定する。

(規程の改定)

第7条 本規程の改定は、常任理事会で行う。

(附 則)

第8条 本規程は平成15年4月1日より施行する。

本規程は、平成20年4月18日一部改定、施行する。